

省エネ効果が
高い設備への
更新費用を支援！

補助事業期間

採択後、令和5年12月31迄
に発注・納品・支払・実績
報告すべてを完了すること。

電子申請エントリー期間

令和5年3月16日～4月7日

小規模事業者
最大 **100** 万円

中小企業
最大 **300** 万円

福島県 中小企業等

LED照明・空調設備・機械設備等、
既存設備からの入替が対象！

経営コスト削減支援補助金

新型コロナの拡大以降、原油価格・物価高騰が続いています。福島県では、県内事業所の生産活動における電気消費量・エネルギー消費量を減少させ、経営コスト削減を支援するべく、新たな補助金制度が設けられました。

経営計画書が必要な従来の補助金制度とは異なり、**更新設備の「見積書」（50万円以上の場合は相見積書も必要）を添付するだけでエントリーが可能な制度**ですので、設備更新をご予定の方はぜひ活用をご検討ください！なお、補助金申請は「電子申請システムのみ」となっており、商工会では電子申請の支援をいたします。申請希望の方はお気軽にご相談ください。

対象者

福島県内の中小企業・小規模事業者

※大企業、みなし大企業、医師、任意団体等は対象外。
※本社が県外であっても福島県内の事業所・工場等の設備更新であれば補助対象となる。

補助率

小規模事業者 **4分の3以内**

中小企業者 **3分の2以内**

対象設備

下記に該当する既存設備等の入替が対象。

ア. 高効率照明（LED等） イ. 空調設備
ウ. 電気冷蔵庫、電気冷凍庫 エ. 機械設備等
オ. フォークリフト等

申請書類

更新設備の「**見積書**」だけでOK！

※省エネ性能や売上減少などの各種証明書類等は申請受付後の採択時（4月下旬見込み）に提出が求められます。

補助要件

下の2点を満たすことが必要。

- ①更新設備と既存設備を比較しカタログスペック上、電気消費量またはエネルギー消費量が減少していること。
- ②令和3年11月以降の連続する任意の3ヶ月間の売上または売上総利益もしくは営業利益が平成30年～令和3年のいずれか同3ヶ月間と比較して減少していること。（※減少率は問わない）

申請の
ご相談は

富久山町商工会

郡山市富久山町福原字福原2-2
TEL 024-923-0896





「コスト削減補助金」制度の ココが分からないんだけど？

今回の補助制度は、経営計画書不要・電子申請のみと従来の制度から大きく変わっています。そこで、Q&Aをまとめました。さらに詳細な内容を知りたいという方は「コスト削減補助金HP」でご確認ください。

Q1. 採択はいつ頃発表で、
どうやって決まるの？

採択結果は4月下旬頃にコスト削減補助金HPで名簿が公表されます。
また、今回の補助金制度では申請（エントリー）時に「経営計画書」等の提出は不要な制度となっておりますが、**応募者多数の場合は抽選で採択者が決定**されます。取り組み内容の良し悪しでは決まりませんのでご了承ください。

なお、予算としては中小企業・小規模事業者ともに300者を見込んでおり、予算を超えた場合のみ抽選が行われます。

Q2. 設備の入替ということは、新たに追加で設備導入するのは対象外？

この制度は「**エネルギー効率の良い新たな設備との入替**」によって**コスト削減・省エネを実現する支援制度**であるため、**追加導入は対象外**となります。

また、既存設備をそのまま使い続けた場合、『消費エネルギー削減』が実現できないため、**入替を行った上で尚且つ古い設備は必ず廃棄を行わなければなりません。**

純粋な“設備の入替”のみでご検討ください。

Q3. 営業用車両を電気自動車に入替
したいのだが補助対象になる？

今回の補助金制度では「**車輛**」は**補助対象経費ではありません。**

そのため、道路交通法上に定める車輛（普通車・トラック・バイク等）はすべて補助対象外であり、今回の補助金制度においては申請できません。

Q4. パソコンやプリンタ、複合機などの入替は対象になる？

いずれの補助金制度でも「**汎用性のある物品**」は**補助対象になりません。**

そのため、これらの機械類は補助対象外であり、申請できません。

Q5. 太陽光発電パネルなどの
機械装置は補助対象になる？

今回の補助金制度は「省エネ」に対する補助制度であることから、太陽光発電システムのような「新たにエネルギーを作る装置」は「省エネ」とは主旨が異なることから、**補助対象とはなりません。**

Q6. 従業員の休憩室のエアコンや
冷蔵庫の入替は補助対象になる？

今回の補助制度は「事業活動の省エネ化」を目的としているため、直接事業活動に結び付かない従業員が利用する休憩室のエアコン、給湯室の冷蔵庫など、**福利厚生関係の設備入れ替えは補助対象とはなりません。**

ただし、飲食店の厨房・製造機器としての冷蔵庫等、お客様スペースのエアコン等の入替は補助金の趣旨に合致しているため、補助対象となります。

Q7. リース設備や割賦払いも
補助対象になる？

リース設備は補助対象とはなりません。
また、**割賦払い**については補助事業期間（最長R5.12.31まで）に**支払いが完了しないため、補助対象とはなり得ません。**

Q8. 入替したい設備が少額なんだけど、
対象になる？

今回の制度では補助額の下限が定められており、小規模事業者15万円・中小企業50万円となっております。経費に補助率を掛けてこの額を超えれば補助対象となります。そのため、小規模事業者が10万円の設備2台を購入という場合も補助対象となり得ます。（※申請は1事業者1回までなのでまとめて申請してください。）

※ただし今回の制度では「消耗品」は補助対象外のため「既存の電球をLED電球に交換」といったものは補助対象になりません。

なお、補助金制度での経費支払では「現金払い」は認められておりません。少額でも口座振込で支払ください。